

水質汚濁に係る環境基準の類型指定の改訂等について

京都府では、各水域ごとにその状況に応じた環境基準の類型を定めておりますが、下水道整備や水質規制の徹底など水質保全対策の進展に伴い、近年、河川水質が改善されていること等から、さらに良好な河川環境を保全・維持するため、より上位の類型へ見直し等を行うこととし、府環境審議会に諮問し、検討を進めてきたところです。

このほど下記のとおり水質汚濁に係る環境基準の類型指定の改訂等を行い、本日告示をしますのでお知らせいたします。

なお、本改訂等は、平成8年3月以来、15年ぶりに行うものです。

1 改訂等の概要

(1) 「生活環境の保全に関する環境基準」の類型指定の改訂

- ・ 上位類型への改訂 9 水域（達成期間の改訂を含む）
（B→A：6 水域、C→A：2 水域、E→B：1 水域）
- ・ 達成期間のみの改訂 5 水域

水系	河川(水域)	範囲	類型及び達成期間	
			改訂前	改訂後
淀川水系	桂川下流(1)	渡月橋から天神川合流点まで	Bイ	→ Aイ
	桂川下流(2)	天神川合流点から宇治川合流点まで	Bロ	→ Aイ
	鴨川上流(1)	高野川合流点より上流	Aロ	→ Aイ
	鴨川下流	勧進橋より下流	Bハ	→ Aイ
山陰海岸	竹野川	全域	Bハ	→ Bイ
淀川水系	小畑川上流	京都市と長岡京市の境界より上流	Cロ	→ Aイ
	小畑川下流	京都市と長岡京市の境界より下流	Cロ	→ Aイ
	大谷川	全域	Eロ	→ Bロ
	田原川	全域	Aロ	→ Aイ
	園部川	全域	Aハ	→ Aイ
	犬飼川	全域	Bロ	→ Aイ
	有栖川	全域	Bハ	→ Aイ
	天神川	全域	Bハ	→ Aイ
久美浜湾	佐濃谷川	全域	Aハ	→ Aイ

(2) 「水生生物の保全に関する環境基準」による新たな類型の指定

- ・ 桂川4 水域及び由良川2 水域について類型指定

水系	河川(水域)	範囲	類型	達成期間
淀川水系	桂川上流(1)	世木ダムより上流	生物A	イ
	桂川上流(2)	世木ダムより下流	生物B	イ
	桂川下流(1)	渡月橋から天神川合流点まで	生物B	イ
	桂川下流(2)	天神川合流点から宇治川合流点まで	生物B	イ
由良川水系	由良川上流	大野ダムより上流	生物A	イ
	由良川下流	大野ダムより下流	生物B	イ

2 今回の類型指定の改訂の適用

平成23年4月1日から

水質汚濁に係る環境基準の類型指定一覧

水域	範囲	生活環境の保全に関する環境基準(BOD等5項目)			水生生物の保全に関する環境基準			指定
		類型	達成期間	指定年月日	類型	達成期間	指定年月日	
宇治川(1)	山科川合流点より上流	A	ハ	S45.9.1	生物B	イ	H21.11.30	国
宇治川(2)	山科川合流点から三川合流点まで	B	ハ	S45.9.1	生物B	イ	H21.11.30	
桂川上流	渡月橋より上流	A	イ	S45.9.1	桂川上流(1) 生物A	イ	H22.12.28	府
					桂川上流(2) 生物B	イ	H22.12.28	
桂川下流(1)	渡月橋から天神川合流点まで	A	イ	S45.9.1 (H22.12.28)	生物B	イ	H22.12.28	
桂川下流(2)	天神川合流点から宇治川合流点まで	A	イ	S45.9.1 (H8.3.29, H22.12.28)	生物B	イ	H22.12.28	
鴨川上流(1)	高野川合流点より上流	A	イ	S45.9.1 (S53.3.24, H22.12.28)				
鴨川上流(2)	高野川合流点から勧進橋まで	A	イ	S45.9.1 (S53.3.24, H8.3.29)				
鴨川下流	勧進橋より下流	A	イ	S45.9.1 (H8.3.29, H22.12.28)				
木津川(2)	久米川合流点から名張川合流点まで	A	ロ	S47.11.8	生物B	イ	H21.11.30	国
木津川(3)	名張川合流点から淀川合流点まで	A	イ	S47.11.8	生物B	イ	H21.11.30	
由良川上流	大野ダムより上流	AA	イ	S49.4.1	生物A	イ	H22.12.28	府
由良川下流	大野ダムより下流	A	イ	S49.4.1	生物B	イ	H22.12.28	
野田川	全域	A	ロ	S51.7.20				
竹野川	全域	B	イ	S52.3.25 (H22.12.28)				
小畑川上流	京都市と長岡京市の境界より上流	A	イ	S53.3.24 (H22.12.28)				
小畑川下流	京都市と長岡京市の境界より下流	A	イ	S53.3.24 (H8.3.29, H22.12.28)				
大谷川	全域	B	ロ	S53.3.24 (H22.12.28)				
高野川上流	花園川合流点より上流	AA	イ	S53.3.24				
高野川下流	花園川合流点より下流	A	イ	S53.3.24 (H8.3.29)				
清滝川	全域	AA	イ	S53.3.24				
田原川	全域	A	イ	H8.3.29 (H22.12.28)				
弓削川	全域	A	イ	H8.3.29				
園部川	全域	A	イ	H8.3.29 (H22.12.28)				
犬飼川	全域	A	イ	H8.3.29 (H22.12.28)				
有栖川	全域	A	イ	H8.3.29 (H22.12.28)				
天神川	全域	A	イ	H8.3.29 (H22.12.28)				
和束川	全域	A	イ	H8.3.29				
瀬野川	全域	A	イ	H8.3.29				
高屋川	全域	A	イ	H8.3.29				
上林川	全域	A	イ	H8.3.29				
八田川	全域	A	イ	H8.3.29				
厚川	全域	A	イ	H8.3.29				
土師川	全域	A	イ	H8.3.29				
牧川	全域	A	イ	H8.3.29				
宮川	全域	A	イ	H8.3.29				
伊佐津川	全域	A	イ	H8.3.29				
河辺川	全域	A	イ	H8.3.29				
大手川	全域	A	ロ	H8.3.29				
福田川	全域	A	イ	H8.3.29				
宇川	全域	A	イ	H8.3.29				
佐濃谷川	全域	A	イ	H8.3.29 (H22.12.28)				

※ 改訂又は新規指定対象水域を示す。

【備考】

1. AA、A、B、C、Eは水域ごとに指定する水質の基準を示す。

2. 生物A、生物Bは水域ごとに指定する水質の基準を示す。

3. イ、ロ、ハは達成期間を示し、今後の達成見込みから3段階(イ:直ちに達成、ロ:5年以内で可及的速やかに達成、ハ:5年を超える期間で可及的速やかに達成)に区分

(1) 「生活環境の保全に関する環境基準」について

生活環境の保全に関する環境基準は、類型毎に pH、生物化学的酸素要求量 (BOD)、浮遊物質量 (SS)、溶存酸素量 (DO)、大腸菌群数の基準値が定められており、環境基準の達成可否は BOD 値で判断されます。

項目 類型	基準値				
	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	6.5以上 8.5以下	1 mg/L以下	25 mg/L以下	7.5 mg/L以上	50 MPN/100mL以下
A	6.5以上 8.5以下	2 mg/L以下	25 mg/L以下	7.5 mg/L以上	1000 MPN/100mL以下
B	6.5以上 8.5以下	3 mg/L以下	25 mg/L以下	5 mg/L以上	5000 MPN/100mL以下
C	6.5以上 8.5以下	5 mg/L以下	50 mg/L以下	5 mg/L以上	-
D	6.0以上 8.5以下	8 mg/L以下	100 mg/L以下	2 mg/L以上	-
E	6.0以上 8.5以下	10 mg/L以下	ごみ等の浮遊が認め られないこと。	2 mg/L以上	-

※ 生物化学的酸素要求量 (BOD)

微生物が水中の有機物を分解する時に消費する酸素の量。有機物等による水質汚濁の指標として用いられ、この値が大きいほど水の汚れが進んでいることを意味します。

(2) 「水生生物の保全に関する環境基準」について

水生生物の保全に関する環境基準は、類型毎に全亜鉛の基準値が定められており、環境基準の達成可否が判断されます。

項目 類型	基準値	(備考)水生生物の生息状況の適応性
	全亜鉛	
生物A	0.03mg/L以下	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域
生物特A	0.03mg/L以下	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域
生物B	0.03mg/L以下	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域
生物特B	0.03mg/L以下	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域

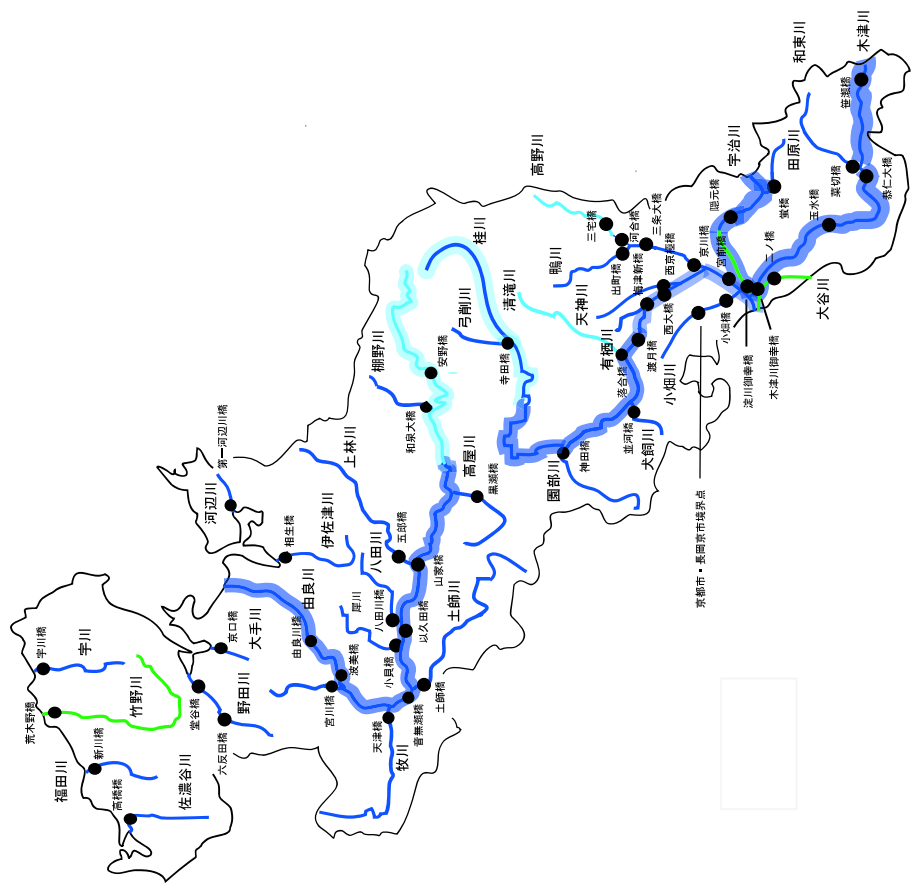
※ 達成期間は、今後の達成の見込から3段階に区分されています

イ：直ちに達成

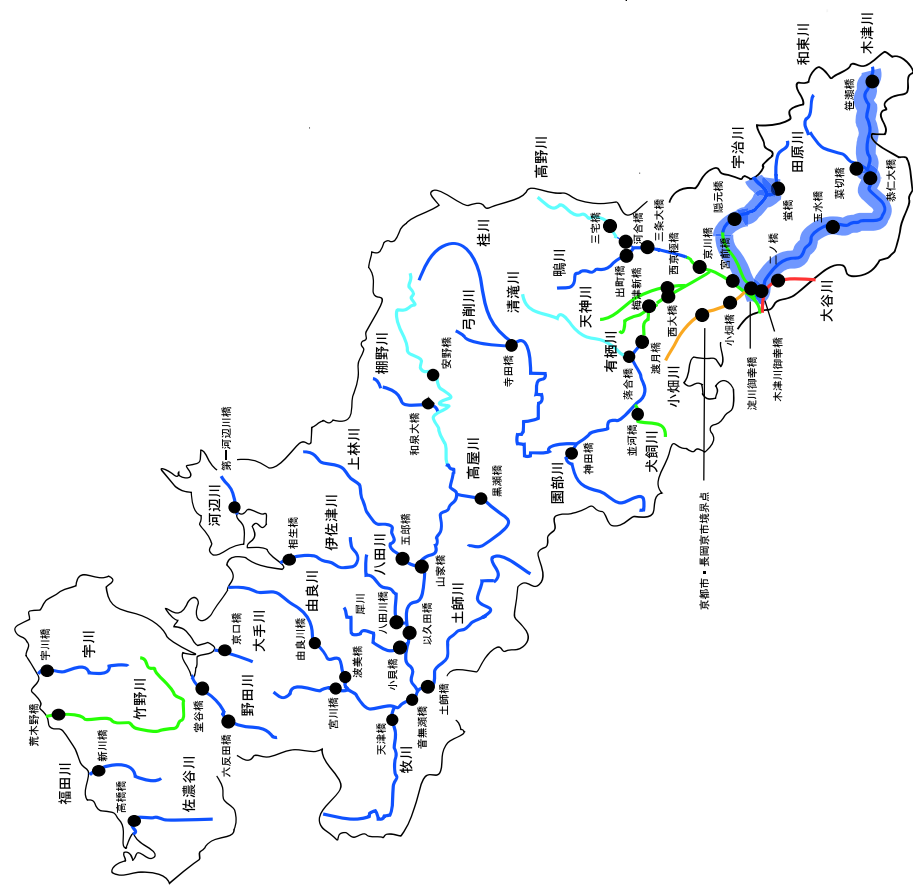
ロ：5年以内で可及的速やかに達成

ハ：5年を超える期間で可及的速やかに達成

京都府河川類型指定状況(改定等後)



京都府河川類型指定状況(改定等前)



BOD等5項目		水生生物保全項目	
AA類型	BOD 1 mg/L以下	生物 A	全亜鉛0.03mg/L以下
A類型	BOD 2 mg/L以下	生物 B	全亜鉛0.03mg/L以下
B類型	BOD 3 mg/L以下		
C類型	BOD 5 mg/L以下		
E類型	BOD 10mg/L以下		

● : 環境基準点